29‖　令附則第三条の二第五項に規定する特定減額特例対象組合員の同項の規定による資格喪失の申出は、当該申出に係る組合員の氏名、住所及び生年月日を記載した申出書を特定組合に提出することによって行うものとする。

30‖　令附則第七条の三の五第一項の申出は、同項に規定する申出基準日を記載した申出書を特定組合（同項に掲げる特定組合をいう。附則第三十二項及び第三十三項において同じ。）に提出することによって行うものとする。

31‖　令附則第七条の三の五第五項の申出は、当該行政執行法人が当該申出を行う時点において国家公務員共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令（令和四年政令第二百六十五号）附則第三条第四項の申出をすることができる場合は、当該申出と同時に行わなければならない。

32‖　令附則第七条の三の五第一項の規定の適用を受けている又は受けていた行政執行法人は、これらの規定の適用を受けている又は受けていた期間における第百二十条及び第百二十条の四の申出並びに第八十七条の二の届出その他負担金調整額（令附則第七条の三の五第一項に規定する負担金調整額をいう。以下この項において同じ。）の変更が生じうる申出又は届出（以下この項において「申出等」という。）について、申出等を要する事由が発生した日から一定期間を経過した後に申出等を行うことで、既に徴収を行うことを要しなかつたものとみなされた負担金調整額に変更が生じる場合には、次に掲げる事項を記載した届出書を特定組合に提出しなければならない。

一　申出等の種別

二　申出等に係る組合員の氏名及び組合員等記号・番号

三　申出等を要する事由が発生した日

33‖　令附則第七条の三の五第一項の規定の適用を受けている又は受けていた行政執行法人は、同項の規定の適用を受けている又は受けていた期間において、当該行政執行法人に使用される短時間組合員（令附則第七条の三の四に掲げる短時間組合員をいう。）が、組合員の資格を取得した月にその資格を喪失したときは、当該組合員の氏名及び組合員等記号・番号を記載した届出書を特定組合に提出しなければならない。

34‖　附則第二十七項から第二十九項までの規定は、令附則第三条の三の規定により準用する場合について準用し、附則第三十項から前項までの規定は、令附則第七条の三の七の規定により準用する場合について準用する。

［項を加える。］

［項を加える。］

［項を加える。］

［項を加える。］

［項を加える。］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和八年十月一日から施行する。

○財務省・農林水産省令第四号

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第五十五号）及び主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（令和八年政令第三百十六号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、並びに主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令（平成七年政令第九十八号）を実施するため、財務省・農林水産省関係主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則を次のように定める。

令和八年九月三十日

財務大臣　片山さつき

農林水産大臣　簗　和生